別 紙 2

廃棄物等分類表(その1)

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有 している廃棄物等は、2. 特別管理産業廃棄物の分類 表をご参照ください。

						, , ,		スをこ参照へにさい。
分類番号	産業廃棄物 の種類							具体例
010	- Y 148/15	焼		7	却		灰	灰かす、石炭がら、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物、コークス灰、重油燃焼灰等
010	燃え殻	廃	活性	炭	廃	カーボ	゛ン	
262		水	銀倉	有	ばし	ハじん		
020	汚泥(泥状のもの)	有	棩	钱 1	生	汚	泥	製紙スラッジ、ビルピット汚泥(し尿の混入しているものを除く)、洗毛汚泥、消化汚泥、 活性汚泥(余剰汚泥)、糊かす、うるしかす等
			Г	F '	水		泥	
					<u> </u>	/ ,	//	中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、砕石スラッジ、キラ、カーバイドかす、石
								炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンク
		無	梢	機性汚	生	生 汚	泥	リート、廃触媒、タルクかす、柚薬かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム(油性ス カムを除く)、廃脱硫剤、二カワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、
								廃サンドブラスト(塗料かすを含むものに限る)、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こ
			3		残+を降	()	う、赤泥、転写紙かす等 建設高含水率汚泥、ベントナイト汚泥等	
					<u>ル、</u> 水	<u>次工で例</u> 汚	泥	
263		水			-	ハじん		
							_	潤滑油系廃油(スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エ
		_	般」	廃油	鉱	物性	油	ンジン油、グリース等)、切削油系廃油(水溶性、不水溶性)、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油(灯油、軽油、重油等)等
					動;	植物性	油	魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等
030	廃					IE 1/3 II		廃溶剤 リーダイン パークロルエチレン、ア
300	油	廃		7	容		剤	ルコール等)
		古		;	形		油	タールピッチ類(タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等)等
		油		-	で		い	洗車スラッジ(廃油と汚泥の混合物)、タンクスラッジ、油性スカム等
		廃					酸	無機廃酸(硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等)、有機廃酸(ギ酸、酢 酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等)、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチン
040	廃酸							グ廃液、染色廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液等
								写真漂白廃液
264		水	銀 包	31	はし	いじん	寺	
	ル カ	廃	7		ル	カ	1.1	洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属石けん廃液、廃ソー ダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液(精錬工程、シルケット工程)、黒液
050		溌	,		<i>IV</i> 13	/3	,	(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい 酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等
			7	手 真	現	像 廃	液	写真現像廃液
265	IJ	水				いじん		
	廃プラスチック類	F			R		Р	
						スチッ		
		熱	硬	化	性	樹	脂	
		プ	ラス	チッ	ク	製品く	゙゙ヺ゙	廃ベークライト(プリント基板等)、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃スチロール(発泡 スチロールを含む)、廃農業用フィルム、廃写真フィルム、廃合成建材(タイル、断熱材、
060								合成木材、防音材等)、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、塗料かす、接着剤かす等
		阜		成		<u>ゴ</u>		ライニングくず等
		合處	h 1	<u>成</u>		繊 こ 型 車		合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む)等
						· 小型 i		
243		-				 		
070	紙くず ^{※1}	紙			<			印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から
	WY/A	ጥሥ			`		,	排出される紙くず等
080	木 くず^{※2}	 			<		ず	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材 や伐根を含む)、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、
								板きれ、廃チップ、物品賃貸業に係る廃木製家具類等
			/	١	レ	ツ		貨物の流通に係る木製パレット
090	繊維くず※3	繊		維		<	ず	畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
		击	<i>μ.</i>	<i>m</i>	州	硅	+	魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製
		動	物	ุข '	性	残	9	品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等
100	動植物性残さ ^{※4}	植	物	י תל	性	残	¥	ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷ んかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、
			19	ú	1#	7%	C	がから、豆腐がら、めがから、米から、木・麦粉、八豆から、果実の皮・健子、野菜へら、 薬草かす、油かす等

※印の種類は、	特定の事業活動	に伴うものです。
annimination of the second of		

※1.紙くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、②パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る)に係るもの、③出版業(印刷出版を行うものに限る)に係るもの、④製本業及び印刷物加工業に係るもの、⑤回を必要であされ、又は染み込んだもの
※2.木くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、②木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む)に係るもの、③パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、④貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けの ために使用したこん包用の木材を含む)、⑤PCBが染み込んだもの
	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)、②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係る天 然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)、③PCBが染み込んだもの
	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(魚市場、飲食店等から排出 される動食物性残さ又は厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物)

廃棄物等分類表(その2)

分類番号	産業廃棄物 の種類	具 体 例
110	ゴ ム 〈 ず (天然ゴムくず)	(天然ゴムくず) チック類) 等
120	金属くず	鉄 く ず 鉄くず、鉄粉、ブリキ・トタンくず等
120		非 鉄 金 属 く ず 鉛管くず、銅線くず等
		ガ ラ ス く ず 板ガラスくず、アンブルロス、破損ガラス、ガラス粉、カレットくず、廃空ビン類、 ガラス繊維くず等
130	ガラスくず、コンクリー	陶 磁 器 く ず 土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、せっこう型、レンガ破片、瓦破片等
130	ハンベッ、コンバ ト く ず 及び陶磁器くず	コンクリート製品くず (がれき類を除く) 製造過程等で生じるコンクリートプロックくず、インターロッキングくす等
		石 膏 ボ ― ド せっこうボード
242		石綿含有産業廃棄物 (非 飛 散 性)
		廃 砂 鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く)等
140	鉱 さ い	炉 さ い キューボラ溶鉱炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい (スラグ)等
		鉱 さ い 類 不良鉱石、粉炭かす、鉱じん等
266		水銀含有ばいじん等
		コ ン ク リ ー ト 片 コンクリート破片
150	がれき 類	廃 ア ス フ ァ ル ト アスファルト破片
	又は除去に伴って生じ	その他の建設資材レンガ破片、その他これに類する各種廃材等
244	た不要物]	石綿含有産業廃棄物 (非 飛 散 性)
160		動物のふん尿牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
170	動物の死体※7	動物の死体同上の家畜の死体
180	ばいじん	ば い じ ん 電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
261		水銀含有ばいじん等
190	処分するために処理した物 (13 号 廃 棄 物)	処 分 す る た め に 処 理 し た 物 (13 号 麁 棄 物)
200	建設混合廃棄物	建設混合廃棄物
210	安定型混合廃棄物	安 定 型 混 合 廃 棄 物
220		管理型混合廃棄物
230		シュレッダーダスト
250	水銀使用製品産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物 蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計等
300		廃 自 動 車 廃自動車、廃二輪車
310	そ の 他	廃 電 気 機 械 器 具 (家電リサイクル以外)
350		廃 電 池 類 鉛畜電池、乾電池
400	動物系固形不要物※5	動物系固形不要物と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥

※印の種類は、特定の事業活動に伴うものです。 ※5動物系国形不要物 と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物 ※6動物のふん尿 畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿 ※7動物の死体 畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体

2. 特別管理産業廃棄物

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄 物等は

	-4/10	Shaling localing to all	
		発油類、灯油類、軽油	
	類)		基準値を超える有害物質を含むもの
	床础/_	よく ひとての序録〉	
	施版(pn	Iかど.U以下の発展/	基準値を超える有害物質を含むもの
	****	/_!!#finsbi Lの序字: 上!!\	
	見アルカツ	(pmか)2.3以上の見アルカリ)	基準値を超える有害物質を含むもの
	感染性産	業廃棄物	
特別		廃PCB等	
一件		PCB污染物	
		PCB 処理物	
産	特	廃水銀等	処分するために処理したものを含む
業		廃石綿等(飛散性)	
脱辛	有	指定地下汚泥	
集	青	鉱さい	基準値を超える有害物質を含むもの
170	生金	燃え殻	基準値を超える有害物質を含むもの
	廉	廃油	基準値を超える有害物質を含むもの
	棄	汚泥	基準値を超える有害物質を含むもの
	物	廃酸	基準値を超える有害物質を含むもの
		廃アルカリ	基準値を超える有害物質を含むもの
		ばいじん	基準値を超える有害物質を含むもの
		処分するために処理したもの	基準値を超える有害物質を含むもの
	特別管理産業廃棄物	類) 廃 (p) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	廃骸(pHが2.0以下の廃骸)